

公益法人に認定

ぎふ犯罪被害者支援センター

ぎふ犯罪被害者支援センター(岐阜市藪田南)が、一日付で公益社団法人の認定を受けた。岐阜県では、警察や司法とは別に精神面で継続的にサポートする民間の支援センターが本格始動したのは二年ほど前からで、さらなる活動の充実を図る。

(中崎裕)

同センターは二〇〇四年に設立され、今年六月に一般社団法人に取組んでいる。現在二人の常勤職員と十七人のボランティアが、被害者からの電話や面接相談を受け、専門家の紹介や

などハード面で課題が残る。
同センター主任相談員の塚本真美子さんは「発当初からのサポートが重要」と話し、

影響で減少気味。団体への寄付が税の優遇対象になる公益法人となることで、さらなる基盤強化を目指す。

次のステップとして、発生直後に県警から情報提供を受けて支援を始められる「早期援助団体」の指定を目指す。東海地方では早期援助団体がないのは岐阜県だけだが、センターは防音環境の整った相談室の整備が必要となる。

同センターは八日午後二時から、飲酒無免許運転の交通事故で一息子を失い、道交法改正に尽力した鈴木共子さんの講演会と遺族会との座談会を岐阜市で開く。問い合わせは同センターへ。(275)39333

税優遇で基盤強化

状況減少
寄付不

活動充実に意欲